

## 第一百五十六回

## 参議院総務委員会議録第十四号

(二六三)

平成十五年五月二十七日(火曜日)  
午後一時開会

## 委員の異動

五月二十六日

辻

泰弘君

五月二十七日

辻

泰弘君

勝木

健司君

辻

泰弘君

辻

泰弘君

委員

出席者は左のとおり。

委員長

山崎君

理事

勝木

健司君

辻

泰弘君

辻

泰弘君

辻

泰弘君

辻

泰弘君

辻

泰弘君

辻

泰弘君

○委員長(山崎力君) 本日の会議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件  
○国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎力君) たゞいまから総務委員会を開会いたします。  
○國家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官兼行政改革推進事務局公務員制度等改革推進室

室長春田謙君、人事院事務総局人材局審議官出席  
均君及び総務省人事・恩給局長久山慎一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(山崎力君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎力君) 次に、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る二十二日に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

○高嶋良充君 民主党・新緑風会の高嶋良充でございます。

今回の退職手当の引下げにつきましては、公務員にとってみれば退職後の生活に影響を与える厳しいものだというふうに考えているわけですが、ただ調整率の引下げ自体は、現在の民間実態などから見てもやむを得ないものではないかといふ

う理解をしていています。しかし、退職手当は、政

府でも言つておられますように、長期勤続報償だ

といふうに位置付けられているということ、も

う一つは、賃金と違つて、これは人事院の所管で

はなく総務省、すなわち政府の所管だといふ

と等々を勘案すると、やっぱり長年公務に貢献を

いくという責務が政府にはあるというふうに思

うですが、今回引下げの問題と今後の公務員の

生活の保障というか生活を守るという立場で大臣の認識をまず伺つておきたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、高嶋委員が御指摘がございましたように、国家公務員の退職手当

は基本的には長期勤続報償なんですね、報償。し

たがつて、これ報償ですから、勤務条件じゃないと、給与じゃないと、こういうことなんですが、しかし、報償でありましても、やっぱり公務員の方については公務員の方はみんな大変な関心があると、こういふうに考えております。

ただ、報償ですけれども、できるだけ官民均衡という、勤務条件もそうでございますが、考え方を持つております。五、六年に一遍は民間の実態調査をやって、それとの均衡を図ると、こういうことをやってまいりまして、本当に今後久しくぶりに下げさせていただくわけでございます。

けれども、これは今、委員自らお話をありましたように、下げるというのはつらいんですけれども、やっぱり国民の理解を得るために民間との関係で私はやむを得ないと。しかし、十分そこは考えなければなりませんので、職員団体等の意見も聞きまして、一遍にやるんじやなくて、二か年掛かってやると、御承知のとおりのことについたしました。

○高嶋良充君 大臣の方から、報償ではあるけれども生活保障であると、こういう考え方も出されました。

私は、やっぱり生活保障である以上、基本的な労働条件にかかる問題だというふうに思つてゐるのですが、そこで、退職手当の今後の見直しの基準について伺いたいというふうに思つています。

今までこの退職手当制度や水準決定に当たつては明確な形でルールや基準が定められてこなかつたというふうに理解をしているわけですから、も、そういう意味では、先ほど申し上げましたけれども、退職手当というのは個々の公務員にとってやっぱり重要な労働条件ではないかと。さ

らには、退職後の生活設計に欠かせないものだというふうに認識をしています。大臣も先ほど言わされましたけれども、そういう面と、国民的観点から見ても制度や水準というのは透明性あるいは客観性がきちっとされているべきだというふうにも思っているわけですね。そうした観点から見ると、今後の見直しに当たっては一定のルール、基準というものを明確にしておく必要があるんではないかと。

そういう中で、まず第一に、民間の実態調査の調査方法あるいは調査の間隔、いつごろに調査をするのかということも含めてですけれども、ある申ましたように、国民の納得性、こういう観点から水準の見直しの基準設定が行われるべきではないかと、こういうふうに思っているんです。これらの退職手当の基準の、見直し基準の設定に当たっての考え方を大臣の方から伺いたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 言われるとおりル

ル的なものがあつた方がいいですね。今までは、何となくということでもないんですけど、一定の間隔で民間の実態調査をやりまして、それに合わせて手当の基準設定が行われるべきではないかと、こういうふうに思っているんです。この天下りに対する国民の批判が大変厳しいといふ状況を踏まえれば、この機会に早期退職特例措置自体を廃止すべきではなかつたのかなというふうに思つてゐるんですが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) お答え申上げます。

○國務大臣(片山虎之助君) 是非、基準設定、ルールの確立に

向けて御努力をお願いをしたいと思います。

○高嶋良充君 是非、基準設定などについては、當

然当該の職員団体等とも十分交渉、協議をしてい

く必要があるんじゃないかなと。もう一つは、やつ

ぱり老後の生活を保障するという部分もあるわけ

ですから、やっぱり退職手当の安定性、先ほども

申ましたように、国民の納得性、こういう観点

から水準の見直しの基準設定が行われるべきでは

ないかと、こういうふうに思つてゐるんです。この天下りに対する国民の批判が大変厳しいといふ状況を踏まえれば、この機会に早期退職特例措置自体を廃止すべきではなかつたのかなというふうに思つてゐるんですが、その点はどうですか。

○國務大臣(片山虎之助君) ささらに、今回、このような部分改正では不十分

だというふうに先ほども申し上げましたけれども、その点については大臣はどう認識されているのか、伺います。

○副大臣(若松謙維君) 早期退職特例措置でござ

いますが、ちょっと一点の観点から。まず一点目

が、勤奨退職する者が定年まで勤務する職員に比

べて大きな不利益を被ることがないようにするこ

とが、配慮ですね。二点目は、勤奨退職による総人

件費の抑制等行政運営上の観点。これらの観点か

ら退職手当を割り増すものでございまして、公務

上への要請による勤奨退職を全く行わないといふ

ことが現実的でない以上、それ自体合理性を有する

ものと理解しております。

○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げま

す。

○國務大臣(片山虎之助君) 先ほども申し上げま

したように、退職手当は公務員の個々にとっては

大変重大な関心事項でございますので、今の見直

し基準の設定やルール化等については、職員団体

とは十分な、交渉と言うとちょっと私も少しぐつ

とくるものですから、十分な意見交換をしてまい

ります。

○國務大臣(片山虎之助君) 一方、今回の措置でございますが、事務方の

トップであります事務次官、外局長官クラスにつ

きまして、これは特別措置を廃止しまして、これ

に伴いまして局長クラスにつきましては割増し率

でございますが、そつかといって、今後、退職手

当制度について支給率カーブや算定方法の在り

方等を総合的に見直すと、こういうことも言つて

おりますので、カーブや今の算定方法、退職時の

給料が基礎になつておりますけれども、そういう

ことも言つておりますので、併せて今のこのルー

ル化もそういうことの中で総合的に議論して結論

を出した方がいいんではないかと、こういうふう

に今考えております。

○高嶋良充君 是非、基準設定、ルールの確立に

向けて御努力をお願いをしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) その水準見直しの基準設定などについては、當

然当該の職員団体等とも十分交渉、協議をしてい

く必要があるんじゃないかなと。この制度そのものが私

は從来から批判のある天下りを助長するんではな

いかないというふうに思つていてるわけです。非常に

この天下りに対する国民の批判が大変厳しいとい

う状況を踏まえれば、この機会に早期退職特例措

置自体を廃止すべきではなかつたのかなといふ

うに思つてゐるんですが、その点はどうでしょ

う。

○副大臣(若松謙維君) ささらに、今回、このような部分改正では不十分

だというふうに先ほども申し上げましたけれども、

その点については大臣はどう認識されている

のか、伺います。

○國務大臣(片山虎之助君) だというふうに先ほども申し上げましたけれども、

その点については大臣はどう認識されている

のか、伺います。

○副大臣(若松謙維君) 早期退職特例措置でござ

いますが、ちょっと一点の観点から。まず一点目

が、勤奨退職する者が定年まで勤務する職員に比

べて大きな不利益を被ることがないようにするこ

とが、配慮ですね。二点目は、勤奨退職による総人

件費の抑制等行政運営上の観点。これらの観点か

ら退職手当を割り増すものでございまして、公務

上への要請による勤奨退職を全く行わないといふ

ことが現実的でない以上、それ自体合理性を有する

ものと理解しております。

○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げま

す。

○國務大臣(片山虎之助君) 委員のおっしゃいましたように、早期退職慣行

の是正でございますが、これにつきましては昨年

十一月の閣僚懇談会の申合せというのがございま

して、これを踏まえまして、複数型の人事管理と

か、あるいは職務経験の多様化を推進するなど、

政府一体となって今取り組んでおるところでござ

ります。

○政府参考人(久山慎一君) 早期退職慣行の是正は重要な課題ではあるわけ

でございますが、そつかといって、今後、退職手

当制度について支給率カーブや算定方法の在り

方等を総合的に見直すと、こういうことも言つて

おりますので、カーブや今の算定方法、退職時の

給料が基礎になつておりますけれども、そういう

ことも言つておりますので、併せて今のこのルー

ル化もそういうことの中で総合的に議論して結論

を出した方がいいんではないかと、こういうふう

に今考えております。

○高嶋良充君 是非誠意を持って協議に臨んでい

ただきたいというふうに思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 次に、今回の退職手当法改正法案には手当の引

下げ以外に幾つか重要な問題も含まれております

ので、その辺についての政府の見解をただしてお

きたいというふうに思います。

○副大臣(若松謙維君) まずその一つは、早期退職特例措置の改正内容

が私は不十分ではないかというふうに思つて

おります。

○國務大臣(片山虎之助君) 御承知のように、この早期退職特例措置とい

うのは、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、団体交渉権を有している国営企業等の職員にも

適用されているんですね。そういう観点からい

うと、当然、団交権を有している以上、交渉、協議

を重視していくくというのは当然のことだというふ

うですが、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、団体交渉権を有している国営企業等の職員にも

適用されているんですね。そういう観点からい

うと、当然、団交権を有している以上、交渉、協議

を重視していくくというのは当然のことだというふ

うですが、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、団体交渉権を有している国営企業等の職員にも

適用されているんですね。そういう観点からい

うと、当然、団交権を有している以上、交渉、協議

を重視していくくというのは当然のことだというふ

うですが、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、団体交渉権を有している国営企業等の職員にも

適用されているんですね。そういう観点からい

うと、当然、団交権を有している以上、交渉、協議

を重視していくくというのは当然のことだというふ

うですが、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、団体交渉権を有している国営企業等の職員にも

適用されているんですね。そういう観点からい

うと、当然、団交権を有している以上、交渉、協議

を重視していくくというのは当然のことだというふ

うですが、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、団体交渉権を有している国営企業等の職員にも

適用されているんですね。そういう観点からい

うと、当然、団交権を有している以上、交渉、協議

を重視していくくというのは当然のことだというふ

うですが、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、団体交渉権を有している国営企業等の職員にも

適用されているんですね。そういう観点からい

うと、当然、団交権を有している以上、交渉、協議

を重視していくくというのは当然のことだというふ

うですが、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

は、キャリアの場合に五十二、五十三歳で勧奨

退職をされると、その辞められるときに割増し

を、割増し退職金を払うと、こういうことになつ

ているわけですから、この制度そのものが私

は、先ほどより労働条件、労働条件で言

うないではないというふうなことも言っておられ

ましたけれども、ただ、この退職手当法というの

奨自体を全く行わないというようなことは現実的なものではございませんで、御指摘の早期退職特例措置は、ただいま若松副大臣からお答え申し上げましたように、二つの観点から合理性を有しているものというふうに考えております。

一つは、勧奨退職する者が定年まで勤務する職員に比べて大きな不利益を被ることのないようにするという配慮、それからもう一点は、勧奨退職によります総人件費の抑制などの行政運営上の観点、この二点でございます。

この二点中でありますと、事務次官とか外局の長官クラスの特例措置を廃止いたしまして、これに伴いまして局長クラスについて割増し率を一%に半減するという今回の特例措置の見直しは、勧奨退職する職員への配慮と早期退職慣行の是正等にも配慮した適切な措置ではないかというふうに考えておるところでございます。

早期退職特例措置の在り方につきましても、なお、今後とも退職手当制度の総合的な見直しを行ふことを予定しておるところでございますが、早期退職慣行の是正の状況、実施状況等も踏まえながら、必要に応じまして検討の対象となり得るものと認識しておるところでございます。

○高嶋良充君 不利益にならないようについて部分と人件費抑制の効果があるのだと、こういうことで言われました。

確かに、地方自治体でもそういう方向で早期退職条例があるわけでありますけれども、ただ、キャリアの退職年齢が現在五十二から五十三歳ですすよね。これを三年延長すれば五十五から、これからは五十五、五十六歳から退職をしていくと、こういうことになるわけですね。

当面の措置としてこのようないい改定をやられたことは私も理解をしているわけですが、じゃ、なぜ現行五十歳から適用されるこの措置を今回そのままにされておいたのかと。過渡的措置であっても、やっぱり少なくとも、三歳、定年、三年延長するということであれば、五十歳を五十三歳にするようなそういう措置もあつてはよかつたのでは

ないかなというふうに思ふんですが、適用年齢をなものではございませんで、御指摘の早期退職特例措置は、ただいま若松副大臣からお答え申し上げましたように、二つの観点から合理性を有しているものというふうに考えております。

○政府参考人(久山慎一君) お答えを申し上げます。

今回の特例措置の見直しでございますが、事務次官、外局の長官クラスに特例措置を不適用とするということなどを内容としているところでございます。

いまして、勧奨退職を全く行わないということとは現実的ではないという中にありますと、勧奨退職者に一定の配慮を行なながら、全体として早期退職慣行の是正に資するためには、事務官のトップについて見直しを行うという今回の方策は適切なものであろうというふうに考えておるところでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、今後、私どもの方では退職手当制度の総合的な見直しを行ふことを考えておりますが、早期退職特例措置の在り方につきましても、早期退職慣行の是正の実施状況等も踏まえながら、御指摘の適用開始年齢も含めまして、必要に応じ検討の対象となり得るものと認識しております。

○高嶋良充君 ちょっと視点を変えて、内閣府に

も来ていただいておりますので、お尋ねをしたい

と思います。

この早期退職と天下りというのは連動していく

すよね。そこで、早期退職の問題も重要な問題ですけれども、それ以上に天下りをどう規制するかという

ことについても非常に重要な課題だというふうに思っています。

この早期退職と天下りの問題も重要な問題ですけれども、それ以上に天下りをどう規制するかという

ことについても非常に重要な課題だというふうに思っています。

○高嶋良充君 昨年の臨時国会において、我が党の山井衆議院

議員の質問に対して石原大臣は次のようにお答え

になつてゐるんですね。再就職の承認の数が七十

人から十人になれば人事院を信用しますと。さら

に、公務員制度改革の中でそちらの方向、天下り

を大幅に減らすということなんですね。それとも、そ

れを目指しているということは言つまでもあります。

○高嶋良充君 せんという、そういう旨の答弁をされています。

私は、退職問題を考えるときに、当然のことと

して、採用から退職までの人事管理全体をトータルに考えることが重要ななんではないかなというふうに思つてゐるんです。

大臣承認にして、その承認基準を厳しくすれば十

人に、七十人の天下りをするということにな

るんだと、そういうことを石原大臣は言つてお

られるんだというふうに推察をしたんですけど

も、そういう大臣答弁を受けて、公務員制度改革

推進室としてはどのような厳しい承認基準を作ら

れているのか、お示しをいただきたいと思いま

す。

○政府参考人(久山慎一君) お答えを申し上げま

す。

次官、外局の長官クラスに特例措置を不適用とす

るということなどを内容としているところでござ

ります。

○政府参考人(春田謙君) お答え申し上げます。

国家公務員の営利企業への再就職の承認基準に

ついてのお尋ねでございますけれども、公務員制

度改革大綱におきまして記述しておりますところ

の、「内閣の責任において、政府全体の行政の公

正な運営等を確保するため、再就職の承認基準に

ついては政令で定めることとする」と、こうい

うように決定をされているところでございます。

現在、私ども、国家公務員法の改正案の検討作業

と併せて検討を進めているところでございます。

なお、再就職の承認基準の策定に当たりまして

は、公務員制度改革大綱にのつとりまして、各府

省の権限あるいは予算、こういったものを背景と

した押し付け的な再就職を認めないと、こういう

観点に立ちまして、再就職が認められない権限、

予算関係を明確に列挙する必要があると考えてお

ります。法案審議の際には、こうした承認基準の

基本的な考え方についてもお示しをしたいとい

うように考えてございます。

それから、大臣の答弁との関係でお話が出まし

たが、再就職にかかる承認件数というものにつ

きましては、退職者の数であるとかあるいは退職

後のことになる要素により影響を受けると

いうことになるものでございます。したがいま

して、数値目標を置くというような性格のものでは

ないというふうに考えてございますけれども、再

就職問題に対する現在の国民の強い批判がござ

りますので、こういったものも踏まえまして、内閣

が定める承認基準につきましては厳格で明確なも

のとするという必要があると考えております。

○高嶋良充君 石原大臣の答弁、数値目標ではな

いと、私もそうだと思います。

いずれにしても、石原大臣が言っているの

は、今も言わされたように、厳しい、正に厳格な承

認基準を作るんだと。私は、予算委員会でそ

う承認基準も含めて、やっぱり政令ではなくて法

律に明記をすべきだと、国会の審議も受けられる

ようすべきだと、こういうことを質問したこと

もあるんですけれども、いざれにしても、そ

う承認基準を厳しいものを作るというふうに大臣

が言われてからもう一年ほどたつてあるんです

ね。昨年の臨時国会で山井議員に答弁をされてか

ら既にもう半年を過ぎているんですけれども、先

ほども言われたように検討作業中と、こういうこ

とであります。

な、その具体化、具体的な承認基準がいま

に示されないのか、何かいろんな問題点があるの

かどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

そこで、退職問題との関係で採用問題について、根本副大臣にも来ていただいておりますから御質問したいというふうに思うんですけども、公務員制度改革の中での採用の在り方については内閣が企画立案、内閣が関与すると、こういうことが示されてきているわけでありますけれども、この内閣が関与するということについては私ども民主党は反対をしているんですけれども、とりわけリクルート事件のときのような藤波官房長官の問題が起るんではないかというのがあります一つですね。もう一つは、特定の思想、信条を有している受験生を排除することになるんではないかと。ということになりますと、当然のこととして、中立公正でなければならぬ採用試験が中立公正性が損なわれるという事態になるんではないかと。そういうことで我が党は問題ありと、こう言つておられるわけでありますけれども、この辺について根本副大臣の考え方いかがでしょうか。

○副大臣(根本匠君) 今、委員のお尋ねがありま

したが、私も人事管理をトータルに考えるということは大変重要なことだと思っております。今回、企画立案を、採用試験の企画立案を内閣府に移すということにいたしましたが、採用における中立性、公正性の確保、これは先生御指摘のとおり、私も本当に重要だと思っています。内閣が採用試験の企画立案を行う場合も、このことに内閣がきちんと責任を持つ、これは私も当然のことだと思っております。

この問題、中立性、公正性の確保について先生の御指摘に答える前提として、我々がなぜ今回採用試験の企画立案、これを内閣府に移すのかと。

この基本的な考え方について、今回の公務員制度

改革のこれは魂の一つでありますから申し上げたと思いますが、今回の公務員制度の改革の一つのねらいは、行政運営の責任を有する内閣は同時に行政運営の基盤である人事制度の設計、運営にも責任を有するべきである、こういう考え方に基づいておりまして、平成十四年度の行政改革推進本部決定におきましても、職員の採用、これは

正に国民に対し行政運営の責任を担う内閣がその行政運営の一環として一層主体的に取り組んでいくことが重要であるという本部決定に基づいて内閣が企画立案、内閣が関与すると、こういうことが示されてきています。この設計をしております。さらに敷衍して言えば、要は公務員、公務部門に有為な人材を確保することは、各府省それぞれ取り組んでいる政策の企画立案の実施や、あるいは行政サービスの提供を行っていく上では極めて重要な課題であると思います。具体的にどのようないくつかが内閣でやるということになれば、これはもう官房長官も内閣も一体のものであるわけですから、そういうチェックも機能も働かないという、そこが大きな問題だと。

だから、私はいろんな政策主導を内閣でやらねば、これは必要なことだと思っています。ただ、

公務員の採用試験というのは、重要な

マーケットの中から確保する方法の決定、これはやはり実際に職員を採用し、様々な行政課題に現

実に直接対応している内閣側で行うべきものであ

ることができるのか。あるいは、そのような人材を、有為な人材をこの厳しい競争の中での人材

用試験制度の企画立案、これは現在は第三者機関

である人事院が包括的に行っていますが、これ

は内閣自らが行うということとしたものであります

して、これが実は基本的な考え方であります。

こういう考え方立って、先生の今の御指摘も

あります。でも、そもそも採用に関しては中立性、公

正性を確保すること、これは私は、当然重要なこと

なんあるんですけれども、時間がありませんので、

ぱり第三者機関である人事院がやるべきだと、そ

ういうことを強く申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○山下栄一君 ちょっと確認したいことがたくさんあるんですけども、時間がありませんので、

絞つてお尋ねします。

ちょっとと高嶋委員の質問とダブル部分もありま

すけれども、この国家公務員退職手当、これは本

来どういう趣旨、性格で歴史的に設けられたのか

ということ、案外あいまいな形で今日に至っているなどということを感じましたので、その経緯、沿革、ちょっとと簡単にお願ひします。

○副大臣(若松謙雄君) 国家公務員の退職手当の

制度でございますが、昭和二十八年に現行法制定となりまして、当初から長期勤続報償をその基本

的な性格としております。

そして、その給与水準でございますが、国民の

理解を得る観点から官民均衡、これを基本に見直

しをしてきたところでございまですが、それがわ

かる昭和四十八年に国家公務員の水準を引き上げ

ると、こういったこと、また昭和五十六年には反

対に引下げと、昭和六十年には国家公務員の定年

制の導入、こういった経緯で現在の制度がござい

ます。

○山下栄一君 先ほど、どうして退職手当を払うのかと、これは勤続報償ですか、これは裁判所で

もそういうふうにおっしゃっているんですけれども、私はその考え方そのものももう一回見直した

らどうかなというふうに思つております。

今、雇用形態がもうどんどん変わってきておる

わけでございますし、この退職金についても、一

時退職金についても、民間の方もいろんな、もう

やめてしまつとか、また勤務中の実績を評価す

る、退職時の俸給月額じゃなくて、そういうふう

なことも考えていますし、もう年金だけにしよう

とかいうふうなことも、もういろいろなことが考え

られなければならないものが内閣でやるということ

については大きな問題だと、こういう部分はやっぱり実際には内閣でやるということ

について大きな問題だと、こういう部分はやっぱり実際には内閣でやるということ

について大きな問題だと、こういう部分はやっぱり実際には内閣でやるということ

について大きな問題だと、こういう部分はやっぱり実際には内閣でやるということ

について大きな問題だと、こういう部分はやっぱり実際には内閣でやるということ

について大きな問題だと、こういう部分はやっぱり実際には内閣でやるということ



くお願ひいたします。

○山下栄一君 この昭和五十四年、それから平成九年において、特殊法人への役員受入れは二分の一以下にするという精神、これは独立行政法人になつてもやっぱりきちっと厳格にやるべきだとうふうに私は思います。

最後は 独立行政法人に役員出向すると、その役員出向されている期間、二年か三年か知りませんが、その間は独立行政法人通則法に書いてあるように、その期間は業績に応じて報酬をいただくことになるわけですね。そういうのがルールになつていてるわけです。

ところが、戻ってきて公務員になった場合に、在職期間を通算するわけですね。通算すると、仕事の内容に応じて給料を払つてしまふまでの期間も業績に関係なしに通算されてしまうわけですよ。

そういうことは、独立行政法人に何のために行くのかと。厳しく仕事内容をチェックされながら仕事をするはずなのに、帰つてくると、単なる勤続年数だけこの退職金を計算するということは、行つた期間の間はもう頑張つても頑張らなくとも同じだということになつてしまふわけです。

これは、全然整合性がないというふうに思います。これは非常に大事な問題だと思いますので、行きがいのある、そして受け入れ側の独立行政法人もこれ評価にさらされるわけですから、一生懸命頑張つていただきたいかね。

そうであるのに、退職一時金については勤続年数のみで評価してしまつていう在り方は根幹がおかしいというふうに私は感じるんですけれども、この点 明快なお答えをお願いして、終わりたいと思います。

○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げます。

ただいまの委員のお話でございますが、役員出向につきましては、国への復帰を前提に役員に就任させまして、國への復帰後に國家公務員として退職する際に、法人の役員としての在職期間を国

家公務員の在職期間に含めまして退職手当を一回のみ支給するというものでござります。

役員出向は、任命権者の要請に応じまして、公務に密接な関連を有する業務を行つものであることから、国において支給する退職手当の算定期間に役員出向期間を通算することは、長期勤続報償

という退職手当の基本的性格に照らしまして、他の職員との均衡上、必要な措置であるというふうに認識しておりますところでござります。

なお、独法役員在任期間の業績は國への復帰後の中でもござりますし、また、一般論として申し上げるとしますれば、役員在職期間の業績が國への復帰後の人事に影響するものとも考えられるところでござります。

○山下栄一君 納得できませんけれども、終わります。時間がない、済みません。

○八田ひろ子君 日本共産党的八田ひろ子でございます。

国家公務員退職手当一部改正法案についてまず伺いますが、今回の退職金の引下げによる影響額がどのくらいになるかということですが、昨年に

は国家公務員の給与勧告制度創設以来初の俸給の引下げというものが行われました。更に今回、この退職手当の引下げが提案をされています。

そこで、伺いたいんですけれども、一般職員の方の退職手当額、これがどのようになるのか。い

ろいろなケースがあると思いますので、課長補佐あるいは係長で定年退職になった場合、それぞれ、昨年、平成十四年十一月以前、給与改定前ですね、この数値と、改定後、それから、この法案で想定をされております経過措置終了後の退職手当額、それぞれをお示しください。

○政府参考人(久山慎一君) お尋ねが課長補佐クラスとそれから係長クラスと両方ございますので、まず課長補佐の方から入っていきたいと思いまます、行政職俸給表(一)の八級の二十号俸で、例えは勤続四十二年の課長補佐が定年を迎えるまし

て、昨年十二月の給与改定前に退職しました場合には二千八百九十七万円、それから現時点で退職いたしました場合には二千八百三十七万円、そして三番目に、来年、平成十六年の十月以降退職いたしました場合には二千八百八十二万円という数字になるところでございます。

また、係長クラスでございますが、行政職俸給表(一)の六級の二十四号俸で、例えは勤続四十二年の係長が定年を迎えたといたします。まず最初に、昨年十二月の給与改定前に退職いたしました場合には三千六百九十五万円、そして一番目に、現時点で退職いたしました場合には二千六百四十万円、そして平成十六年、来年の十月以降退職いたしました場合には三千四百九十八万円というふうな試算がございます。

○八田ひろ子君 係長で定年になつてお辞めになるとこれ二百萬弱ですね。課長補佐でも二百十五万ですか。昨年の俸給引下げと合わせて本当に大変な減額だと思うんですね。昨年の秋から一年もたたないうちに今のお示しだと二百萬円も減額されるわけですが、職員の将来設計にも重大な影響を与えるものですし、私は、今のデフレ不景気、日本経済にもマイナスの影響を与えるのは非常に深刻ではないかなとこれまでお受け取つて思いました。

そこで、一つ確認をしたいんですけど、この提案されております早期退職特例措置の見直し、これを受け取つて思いました。

ですが、御説明では、政令で局長クラス以上は増し率半減、次官それから外局の長官クラスは割増し不適用ということですが、局長クラス以上と手当平均支給額の男女の差額を見ますと、まず一の俸給月額の平均を九九年、二〇〇〇年、二〇〇一年でお示しください。

○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げます。一般職給与法の行政職俸給表(一)適用者につきまして、この退職手当の男女別平均支給額の男女の差額と、そこから割り出される男女別の退職日の俸給月額の平均を九九年、二〇〇〇年、二〇〇一年でお示しください。

ただいま先生がおっしゃいました第一の点でござりますが、今回の特例措置の見直しによりまして特例措置が廃止される方々は外局の長官あるいは事務次官クラス以上ということですけども、それぞれをお示しください。

○政府参考人(久山慎一君) お尋ねが課長補佐クラスとそれから係長クラスと両方ございますの

つきましては、これは現在一%が一%になるといふ、そういう内容でございます。

それから、一番目の御質問でございますが、そほかの一般の職員の方々への影響ということでございますけれども、今回の退職の特例措置の見直しの影響は、これは受けないということになります。

○八田ひろ子君 一般職員にはこの部分については受けないということですね。

今、次官とか長官とかいわゆるハイクラスの幹部職員の退職手当が非常に高いのではないかという批判が国民的にあります。しかし、だからといつて一般職員の退職手当も一緒に引き下げるということ自身は職員の意欲に水を差すもので、二百万円もの削減というのが私は将来設計の問題でも重大な影響だなと思います。

次官、長官など幹部職員の指定職の退職金の算定方法が一般の職員と同じという根本問題があると私は思います。今日は時間の問題がありますので別の機会に議論をするとして、男女共同参画の視点からこの退職金の問題を幾つか伺つていただきたいと思います。

まず、この退職手当の男女別平均支給額の男女の差額と、そこから割り出される男女別の退職日の俸給月額の平均を九九年、二〇〇〇年、二〇〇一年でお示しください。

○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げます。一般職給与法の行政職俸給表(一)適用者につきまして、大卒及び高卒で定年及び勧奨退職者の退職手当平均支給額の男女の差額を見ますと、まず一に、平成十一年度でございますが、四百三十三万円。二番目に、平成十二年度が四百万円。そして平成十三年度は四百一十万円というふうに、いずれも男性の退職手当平均支給額が高くなっているところでございます。

なお、お尋ねの男女別の退職時の最終俸給月額の平均額につきましては、承知いたしておりません。

○八田ひろ子君 私がいたしました資料から計算しますと、例えば勤続年数三十四年で計算しますと、年間百万円以上女性の方が低いわけですね、俸給月額の平均。ただ、これ平均ですので、実際の皆さん方の感覚というのはもうちょっと開いているんじゃないかというふうに女性の方はおっしゃっているんですけども。

そこで、二〇〇一年度の退職者のうちで定年退職者、勧奨退職者、このそれぞれの男女別の割合をお示しください。

○政府参考人(久山慎一君) お答え申し上げます。

平成十三年度の一般職給与法行政職俸給表(適用者につきましてですが、大卒及び高卒で定年及び勧奨退職者を見ますと、男性の退職手当受給者につきまして、勧奨退職者数の割合は五五%、定年退職者数の割合は四五%という数字になってしまっています。他方、女性の退職手当受給者につきまして、勧奨退職者数の割合は三八%、定年退職者数の割合は六二%となっておりまして、男性の場合と比べますと勧奨による退職者数の割合が低いものと承知をいたしております。

○八田ひろ子君 今の数字を伺いますと、退職手当をもらった方のうち、女性の方が勧奨が少ないということは定年まで働く割合が多いということだと思いますが、四百万円前後女性の方の退職手当が少ない、報酬月額も少ない、百万円以上少ないというので、国家公務員というのは男女平等だと思うんですが、四百万円前後女性の方の退職大臣、こういう数字というのは今の時代でどういうふうにお受け止めになっているでしょうか。片山大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 退職手当は、御承知のように、俸給月額と勤続年数と、それから勧奨が定年かによって違いますね。ですから、やっぱり女性の方は定年まで勤めたい希望の方が大変多いということがあるから、勧奨の割増しがそれを受けられませんね、そこで。それから、入るときいろいろな、上級、中級、初級があるので、その

入り方がどうということになっているかもあるし、それから、入ってからの仕事ぶりでずっと上がりますよ、任用ということで。そこで役職者に就く比率が少ないと、いろんな事情があるんでですよ。制度としてはそういうことなものですから、是非そこは御理解をいただき、性別で差を付けるなんということは全く制度的にもありませんし、考えておりませんので。

○八田ひろ子君 大きい声で言わぬいとなかなか是正ができない。男女格差があることは事実です。性別で差別していいとも、やっぱりそれは数字が示しているわけです。国家公務員の男女の採用、それから登用や給与の状況、これがやっぱり生涯の収入の影響額、非常に大きいんですね。ですから私は放置できない、黙つていられない、大きい声で言わなくちゃと思うんです。

今日、資料をお届けしましたので、これをどうんいただきますと、総務省の女性職員の採用拡大計画というのですと、一種採用の女性職員、二〇〇三年は七名で一四・六%にすぎません。一方、署の女性の採用が少ないということは明らかで、抽象的なんですね。

そこで、人事院においていただいておりますので、各省庁で目標が高い、数値目標を立てていい

○政府参考人(出合均君) お答えいたします。

女性職員の採用につきましては、人事院の指針に基づきまして各府省において女性職員の採用・登用計画というものを定めていただいておりま

す。そのうち、数値目標を立てていい府省が六省

でございまして、高いところを申し上げますと、

一種試験採用につきましては、人事院が五年間で通算三〇%、環境省が各年度三〇%という目標を立てております。II、III種の試験採用につきましては、人事院がII、III種の試験をトータルにしまして四〇%。III種試験だけで取りますと、III種試験については法務省が五年間通算で四〇%という目標を立てているところでございます。

○八田ひろ子君 非常に進んでいるところと比べると、大臣、総務省というのは全く進んでいない。これ倍にするといいましても、倍にしても、今、課長や室長クラスの例でいいますと、これ登用の問題ですけれども、出発点は一・三%で六人なんですよ。これを二〇〇五年までにその出発点から五割増しにするといふんですけれども、四百六十一人中の六人で、あとのが八・七%は男性なんです。一・三%を五割増しにすると、一・五倍なんですよ。先ほどの数値目標を持つていて、

最近、総務省の最新の数字を見ましたら、五人にまた、課長、室長クラスですね、減っているんですね。本当はだんだん増やしていくただけに五割増しするといつても、これ九人に増えるという目標なんですよ。先ほどの数値目標を持つていて、

○委員長(山崎力君) 時間来ておりますので、おまとめ願います。

○八田ひろ子君 是非、そのお言葉どおりしていただきたい。

さっきの数字ですけれども、七名というのは、全体が多いから七名が一番多いよう見えますが、一四・六%なんです。ほかは二割とかそういうふうに目標も立ててやっているのにどうしてとくに男女共同社会の一番の基本になるものだと思っているのか。採用も、今お示したように、表でお示したように、国全体の省庁の女性の採用の割合よりも総務省は低いレベルなんです。やっぱり範を示していただきたいと、こういうふうに思いますが、採用と登用ですね、両方の面で私は先進になっていたいと思うんですけども、それでも、いかがでしょう。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、登用は、私は、II種、III種まで詳しく知りませんが、I種についても増やせ増やせと言っているんですよ。それで、十五年度はI種が七人で、これは全省庁のトップです、七人。二位が六人ですけれども、一人多いんですねけれども、七人でトップなんですね。ただ、やっぱり志望される方も増えていますからにやかぬと、こう思いまして、今後とも女性の方の年金の問題ですね。我々の税金が半分ぐらい使われるなんだということ。

それから、登用の方もできるだけそういうことを考えているんですけど、なかなか適当な人がいないうことも実はあるんですけども、例えば、京都府の知事さん、滋賀県の知事さんは、全部女性が出ていているんですよ。そういう要請がありましたから。あるいは、倉敷市の総務局長さんも三十歳代の女性の方が出ていているんで、そういう意味では割に総務省努力している方だと思いませんけれども。

今後とも、八田委員のそういう御指摘がありますから、女性の方の採用、任用には努力してまいりたいと思っております。

○委員長(山崎力君) 時間来ておりますので、おまとめ願います。

○八田ひろ子君 是非、そのお言葉どおりしていただきたい。

さっきの数字ですけれども、七名というのは、

全体が多いから七名が一番多いよう見えますが、一四・六%なんです。ほかは二割とかそういうふうに目標も立ててやっているのにどうしてとくに男女共同社会の一番の基本になるものだと思っているのか。採用も、今お示したように、表でお示したように、国全体の省庁の女性の採用の割合よりも総務省は低いレベルなんです。やっぱ

り範を示していただきたいと、こういうふうに思いますが、採用と登用ですね、両方の面で私は先進になっていたいと思うんですけども、それでも、いかがでしょう。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、登用は、私は、II種、III種まで詳しく知りませんが、I種についても増やせ増やせと言っているんですよ。それで、十五年度はI種が七人で、これは全省庁の

トップです、七人。二位が六人ですけれども、一人多いんですねけれども、七人でトップなんですね。ただ、やっぱり志望される方も増えていますからにやかぬと、こう思いまして、今後とも女性の方の年金の問題ですね。我々の税金が半分ぐらい使われるなんだということ。

それからもう一つは、この前の統一地方選挙に絡めて、地方議員の年金絡みで、四月まで任期があるのに三月末で辞めた議員が、和歌山県で、シリーズがありまして、四人辞めているんですよ。そうすると、やっぱり退職時の報酬で年金の額が決まりますから、四月までやっちゃうと下がっちゃうと。それを露骨に民放でインタビューに答えている方もおられました。

こういうふうに、公の立場にいる人たちに対し非常に国民の厳しい目がある。これは当然、やはり今、国、地方を通じて七百兆円の借金がある。それに、先々週の東京新聞を見ますと、特殊法人関係の赤字が四百五十兆、足すと一千兆になると。そうすると、国民一人当たり一千万円の借金ですよということになっている。た

だ、そのほかに、実は地方の、県、市町村の第三セクターとか開発公社で抱えているやつなんか入れば、これはもう物すごい金額に実はなるわけですよ。

片方で、人口はどんどん減っていく産業の空洞化は進む、借金は雪だるま式になっている。そうなってくると、国、地方を通じてスリムで効率的な仕組みに変えていかなきゃいかぬところに今みんな目が行っている。民間はどんどんリストラをやって、今回も民間との比較がありますが、民間が二千七百九十万円と、退職金額。国家公務員が二千九百四十八万円。これなんかは、しかし早期退職優遇とか勤続による優遇が入っていますからね、実際の民間の年満の額よりは高くなっているんですよ。

そういう状況の中で、昨年の倒産件数が一万九千八十七件と、不況型倒産はもう前年度に比較して過去最悪の、倒産の中の七三・六%と。この調査に表われていない自営業者の自主廃業が約二十万件ある。こういう惨憺たる状況の中で、今、國民も、何といいましょうか、非常に閉塞感の中であえいでおるという状況だというふうに思っています。

過去、公務員の退職手当の見直しというのは行

うことになっているんですけど、五、六年に一回この官民比較を実施して、昭和五十三年に調整措置を取つてから以後、何ら調整措置を取つてない。これはどういう理由によるものか、まず決まりますから、四月までやっちゃうと下がっちゃうと。それを露骨に民放でインタビューに答えている方もおられました。

○政府参考人(久山慎一君) お答えいたします。

国家公務員の退職手当につきましては、従来か

ら、先生がおっしゃるように、おおむね五、六年ごとに実行する民間企業の退職金の水準を調査いたしまして、官民比較を行ってきたところです。昭和五十三年度の官民比較につきましては、昭和五十三年度の官民比較以前に三回の官民比較を行つたところでございます。昭和五十八年分の百二十から百分の百十に引き下げたところでござります。

その後も、今回の官民比較以前に三回の官民比較を行つたところでございます。昭和五十八年度、平成元年度、平成八年度でございますが、い

ずれも大きな官民格差が見られなかったということから、調整措置を講じなかつたということです。

○松岡滿壽男君 私が、実は三十一年前に民間の会社の課長をやつておりますと、市長になつたんですね。そのときに、市長報酬というのはこんなに低いのかと実はびっくりしました。下がっちゃつたわけですよ。そのぐらい、戦後、民間が高い時

期があつて、民間准拠で人勧をやつきましたね。そして、昭和四十八年には、二回ぐらいい民間も報酬を上げて、ずっと全体が上がってきました。

昔は、やっぱり市町村長とかあるいは議員さんたのものは、ある面では地域に対する奉仕とか、だんな衆的なものがあつて、それにこだわつてないなかったです。低過ぎてどうもならぬので、退職金を付けたわけですよね。

私は、市長になりましてびっくりしたのは、報酬が下がつた。意外に、これ、低いんだなということ、もう一つは、四年に一度退職金がもらえるということです。これは、やはり四年に一度選挙があるので、懇親会の見直しというのは行

の前、総務省の方に聞いたけれども、よく過去の歴史が分からんだけれども、恐らく特殊法人とか理事とか、二年、四年の区切りで退職金を出しているというのを準備したと思つて、それで議員さんも全部上がつてきているわけですよ。

○政府参考人(久山慎一君) お答えいたします。

昭和五十三年度の官民比較につきましては、昭和五十三年度の官民比較以前に三つをシリーズでござります。

玉に上がつて、今年は国会議員の年金の問題と、それから知事、市町村首長さんの退職金の問題と、それから地方議員さんのいわゆる年金の問題、その辞め方の問題、こういう指摘があつたんですけれども、そういうものについては、総務大臣、テレビで見られた記憶はありますか。

それともう一つ、そういう問題が事実かどうか実態をきちつと調べて、国民に誤解を招かないよう実態を調べた上で説明する責任が私はあるんじゃないかと思うんですよ。そういう、年金を目前に辞めてしまつたというのであれば、これは全体の奉仕者、いわゆる公僕としてあるまじき姿だと私はいますが、その辺は実態は把握しておられるのか、あるいはお調べになるのか、お答えをいただきたい。

○国務大臣(片山虎之助君) 地方の首長さんは調べていると思います。これはいろんな経緯があるんですが、一種の慣行みたいになつていまして、年間給与の幾ら幾らという計算ですね。これまで、特別職の報酬審議会というのを一応作りまして、御承知のように、そこで議員さんを含めて議論してもらつというのですが、その審議会でどれだけチェック機能が働いているかというこ

とはありますね。

テレビも、この三つ一緒に見た記憶はありませんが、それぞれは何かありますね。

それから、国会議員さんの年金は三分の二が費用なんですよ、三分の二が。だから、これは地方議員の方はもうずっと少ないんですね、国費とい

うか公費が。ここで今、国会議員さんのやつはこれは議員立法で国会で御議論をいたいで決めたことですから。それから地方議員のやつは、この前、大分制度を総務委員会でも御議論をいたいで互助年金直しましたよね。掛金を増やしたり、いろいろなことをしましたので、これも次第に合理化していくと、こういうことになると思いますけれども、ただやっぱり、国民の理解が得られるやつたわけですよ。去年は事務次官クラスがやりました。

○松岡滿壽男君 今の大臣の御答弁でいいと思うんですね。そのときに、市長報酬というのはこんなに低いのかと実はびっくりしました。下がっちゃつたわけですよ。そのぐらい、戦後、民間が高い時

期があつて、民間准拠で人勧をやつきましたね。そして、昭和四十八年には、二回ぐらいい民間も報酬を上げて、ずっと全体が上がってきました。

私は、今回のこの法案につきましては、働いておられる方々にはお気の毒ですけれども、全体的にバランスから見てこれは当面賛成しなきやならないというふうに思つておりまして、今後、やはり我が国のいろんな改革の状況を見ながら、かなり切り込んだ対応を、例えば国会議員についても、これは退職金の代わりだと説明してみたり、それだけじゃもうなかなか説明ができないところに来られていますよ。だから、その辺も、今後やはり勇気を持つて、聖域なき構造改革と総理は言つておられるわけですから、聖域を設けずに頑張つていかなきゃいけないというふうに思つております。

それから、先ほども議論がありましたけれども、この天下りの問題ですよ。四百五十兆も特殊法人で赤字が出ているという東京新聞の記事もあります。それと、やはりいわゆる見えない予算といいましょうか特別会計、これはやはりいずれきちんと表へ出して対応していかなきゃいかぬ時

代がもう来つつあるというふうに思っておるんですけども。

この天下り先のチェックについて、前回も議論をしたわけですが、人事院における天下り件数が五十九件ですか、平成十四年、承認者数が五十八人と。これで見ると、国家公認のためのそれは公務員であるわけでありますけれども、公務員でも天下りをしてしまったことがあります。

も  
公務員制度改革においても官僚の民間への下りが各省大臣承認制に切り替える方向のよう  
ありますから、特殊法人、独立行政法人等への天下りは承認から外れているわけですね。これは事  
実上、天下りの野放しになってしまふ。

高額の退職金を受け取ってから、天下り先でまた給与、退職金を支給される関係、これはやはり私は厳しく見直していかなければ国民から厳しい指摘を受けると私は思うんですが、この問題については大臣はどのようにお考えでありますか。

制度の改正の中にも取り入れまして、できるだけ行つた人は帰つてもらう、ノーリターんじやなくして原則リターン。そこで国家公務員として辞めてもらう、それで早期の退職慣行も是正していくこと、こういうことにいたしまして、結局、天下りというものは早く勧奨で辞めさせるから、五十二や三で辞めると、くたびれますよね、子供さんの教育の関係や家の関係や。だから、そういうことで第一の就職先、第三の就職先を何となくみんなで世話をしていくと、こういうルールになっていますから。やっぱり長く勤めてもらうと、ヨーロッパのように、もう一生公務員で終わると、最後まで。こういうのもなかなか簡単にいきませんけれども、そういうことの少し検討した方がいいといふのが三歳の勧奨退職年齢の延ばしですよね。

そういうことを含めて考えていかなきゃいけませんが、今議論になつておりますのは、天下りの場合の承認を、今人事院がやっておりますけれども、これは人事院の方がいいのか任命権者の方がいいのか。ただ、任命権者も恣意的にやるんじや

なくてルールを作つて、ある程度内閣一体とし  
調整しながら任命権者がやるのがいいのか、これ  
が議論になつておりますて、今の公務員制度改革  
大綱では任命権者でいくと、こういうことでござ  
いまして、この辺もいろいろ議論があるところだ  
と思いますけれども、方向としては今そういうこ  
とで調整をいたしております。

○松岡滿壽男君　総務大臣には是非頑張つてい  
ただかなきやいかぬと思いますが、税源の問題もそ  
うですけれども。

いずれにしましても、しかし余りこういう議論  
をしていると、最近の若い人たちは公務員を支  
え

る気がしなくなつてくるという状況の中で、やっぱりきちんと働いてもらわにやいかぬわけですね。やる気なくしてくれば困ります。しかし、その辺は、しかし民間の状況とのバランスを的確にやはり公務員にも知らして、そういう全体のバランスの上に立つて国家国民のために奉仕するという環境をきちっと作つていただきたいというふうに思います。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○又市征治君　社民党的又市です。

退職金であるとか、あるいはその基礎になつてゐる賃金や雇用全般の実情はどうか。依然として戦いの賃下げやりストラのあらしが吹き荒れています。というのは皆さん御存じのことおりです。

一方で、トヨタ自動車を始めとした一部の大企業が巨額の利益を計上していますけれども、ところがそこの賃金といえども、首切りの脅しを背景に資本の側の一方的な力によって決定されている。労働者は空前の利益の分配にあずかるどころか、賃下げ、リストラをのまされて生活を脅かされているというのが残念ながら今の日本の企業の実情だと思います。

企業全般を見てみましても、減収増益、つまり売らずにもうけるという、こんな異常な決算とうのがざらになつていいわけで、じゃ一体、減収

で何で増益になるのか。言つまでもなく、賃金やあるいは退職金の引下げ、さらには過労死に象徴されるような労働強化などというのがこの原因に

なっているわけですね。  
このように、今の賃金、退職金は労使対等の交渉で決められるということにはなり得ないで、企業側の一方的なものが非常に多くなっている、という状況にあります。

イナス五・六%たてたから六%下けましたようやう  
いうのがこの法案の実は中身ですね。

改悪によって、企業側からの解雇の自由化を始めとして、有期雇用の乱用であるとかあるいは製造業等への裁量労働制の導入、あるいは労働者の権利を奪う一連の法改悪というものが成立させようとしているわけですが、そこで大臣にちょっとお伺いしたいんですが、これは閣議で出しているわけですから、景気低迷の政治責任はこの際置き

されども、この労働法改悪が更に労働者の労働組合の交渉力を弱めて賃下げや雇用不安を引き立てていく。そういう圧力となっていく。そしてやはり景気回復を運らせてきてはいるし、また振るせていく。こういうことになっていくんではないのか。このことについて、大変発言力のある大臣として、閣議でこのような問題を閣議決定され出されているわけですが、ちょっとこの件についての見解を承りたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 公務員の場合には、やっぱり官民均衡、民間準拠という大原則がありますからね。給与を下げる、退職金を下げるということは景気に私もプラスだと思いません。しかし、同時にやっぱり国民の納得をいただくということがありますので、景気に必ずしもプラスでないからといって、それじゃ公務員だけがこういう状況の中で今までの既得権として給与や退職金を守っていくというのもなかなか国民の理解が得られない。こういうことでございまして、なかなかつらい

ところでござりますけれども、今一生懸命経済活性化のための努力もいたしておりますし、株価対策等も、ここは官庁もおられますけれども、与党

で一生懸命忠告を出そう。政府も頑張ろう。  
ういうことでございまして、総力を挙げて今の状況を打開していくことが必要じゃなかろうか。  
かと。そういう中で公務員の労働環境、執務環境  
というのも改めていく、こういうことではないか  
と。答えになつておりますけれども、ひとつ御

○又市治君 民間ににおけるこうした賃下げや人質、あるいは、そしてそれがデフレ不況を深刻化させているこういう実態、こんなことが放置されて、その上で更にそれを加速させるような労働法制の改悪がやられる。このことの責任を問う声というのは、あるいはそういう怨嗟の声というの非常に高いわけですね。

に、退職金といえども民間実態に対応しましてそれは引き下げることもあり得るというの、それは当然認めますよ。ただ、問題は、今日的なこういう経済状態の中で、民が下がった、だから、はい今度は官も下がります、今度は官が下がったからまた民も下がっていきます、こういう賃金やあるいは退職金の問題でもデフレスパイ럴を起こしていくという、こういった面で一体全体、日本の景気は、この言つてみれば労働法制改悪や今日の景気に与えていく影響その他を含めて、だから私は、この言つてみれば労働法制改悪や今日の景気対策、そういう問題も一体でないかと、こんなとを実は申し上げたかったわけです。そういう点で大臣の見解をお聞きしたかったと、こう申し上げているわけであります。

そこで、時間もございませんので、先ほど出来ています天下りの退職金の二重取り、三重取りの問題、これについて取り上げたいと思うんですけどね。しかし、どうも高級公務員の過半数が天下りをしているという実態があります。

例えば、調べてみましたら、二〇〇一年八月から一年間、去年の八月までですね、本省課長級以上の再就職者一千八十六名のうち五四・四%が特殊法人などに天下りをしている、こういうことですね。法律で制限されている當利法人への就職が一六・九%ですから、これよりも非常に多い天下り実態、こういう状況になっています。特殊法人などが高級公務員の天下りポストのために作られているんだと、こう言われるぐらいの実態だと。全部が全部そうじゃないかもしませんが、しかしそのぐらいに言われる実態だと。

そこで伺うわけですが、今回から國へ戻つてくことを条件に法人の方は退職金を払わないことにする、こういうわけですね。ということは、公務員としての定年の前にいつたん出てまた戻つて全部終わらせるということになるのか。つまり、従来よりもうんと若く特殊法人などに出していこうという考え方なのか。まさかこの人だけを定年を延長したり、形式的に一日在職させて公務員として退職金を払うとかなどということは、これはあるわけはないだろうと思いませんが、戻つてから何か月とかあるいは何年とか勤めさせること、何かそんなことを考えておいでですか。

○國務大臣(片山虎之助君) 原則、行つたら帰つ

ていたら、こういうことにいたしておりまして、帰し方で、それは帰つてすぐ辞めるというの

は具合悪いですね、一日。それは、運用上です。帰つてもしっかり仕事をしていただいて辞めてしまいりました。労働基本権を話し合うため、あ

るいはどこまでが労働条件かという問題など含めていろいろとありました。じっくり協議をしてこの公務員制度の、公務員法制出すのかと思っておりましたら、一部の報道では、またぎりぎり駆け込みで来月の上旬にも法案を国会に出したい。来月十八日に会期末だといつているのに、十日とか

だから、そういう意味では、やっぱり一遍帰つていただいて、こういうのがいいので、そういういい慣行をこれから是非作つていいたいと、こういふうに思つておりまして、そういうことの中では、出戻りと言つたら悪うござりますけれども、出で戻つた人にどのくらいどういう仕事をやっていただいて、最終的な退職管理をどうやるか、これは十分研究してもらいたいと思っております。

○又市征治君 役所の方で答えないで大臣の方に特別振られましたから、衆議院の段階で、大臣ね、うちの重野委員がこれを聞きましたときに、大臣は、法人で二年か四年が目安になるんじゃないかと、こういふうに答えて、一方では復帰を役所側のローテーションでやるのは良くないと、こういふうに答えておられるわけですが、このことは確認してよろしいですね。

○國務大臣(片山虎之助君) 役員というのは、理事さん大体二年か、長いのが四年というのがあります。せんでも閣議の後、四大臣、官房長官に私は坂口大臣、石原大臣と相談しまして、どうするかと。鋭意今までの方針で検討を続けていこうと。ただ、職員団体との話合いも十分やろうと、こういうことにいたしておりますから、基本的にスタンスは変わつておませんが、いろいろ新しい制度を仕組むのですから難しい点がありますし、職員団体の皆さん、なおいろんな御意見がありますから、その辺は十分時間をかけて調整してまいりたいと、できるだけ話し合いたいと、こう思つております。

○委員長(山崎力君) 時間でございますので、お話しせませんが、そういうふうに衆議院ではお答え申し上げました。

○又市征治君 最後に、公務員制度についてお伺いをしておきたいと思います。

公務員制度問題、随分と今度の国会で議論をしてまいりました。労働基本権を話し合うため、あとはどこまでが労働条件かという問題など含めていろいろとありました。じっくり協議をしてこの公務員制度の、公務員法制出すのかと思っておりましたら、一部の報道では、またぎりぎり駆け込みで来月の上旬にも法案を国会に出したい。来月十八日に会期末だといつているのに、十日とか

だから、そういう意味では、これは内閣を代表してメールで出ていいって発言されているわけですが、これに反する、こういうことだらうと思いますが、このところは現在どういうふくなっています。このところは大臣なのか事務方なのか分かりませんが、現実お聞きになつているところはどういう流れになり、どういふうにされていこうとしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、事務方は改正案を出すように法制的な検討を含めて準備を進めております。せんでも閣議の後、四大臣、官房長官に私は坂口大臣、石原大臣と相談しまして、どうするかと。鋭意今までの方針で検討を続けています。これは、事実上、新たな出向制度を設けるものであり、出向という以上は退職金が一回となるのは当然のことです。しかし、国

の事務又は事業と密接な関連を有する業務を担う法人で、国からの役員出向が必要だと、そのような業務をなぜ、わざわざ國の機関から切り離したのかが問われなくてはなりません。

一般職員は行政から分離しながら、幹部だけは行政と行き来するというのでは、國民から批判の強い高級官僚の天下りを衣替えして存続させること

されたわけですね。これは内閣を代表してメールで出ていいって発言されているわけですが、これに反する、こういうことだらうと思いますが、このところは現在どういうふくなっています。

反対の討論を行います。

本改正案は、早期退職特別措置を見直して、事務次官などについては割増しの不適用とした結果、現行八千九百四十六万円が七千八百七十万円へと減額になることが予定されています。しかし、例えば一般公務員の一九九九年退職者の平均で二千九百四十八万円、勧奨退職者平均三千八十万円と比べれば、改正後の水準も極めて高額であります。

反対理由の第一は、高級官僚の天下り、高額退職金に対する措置が極めて不十分だという点であります。

反対理由の第二は、高級官僚の天下り、高額退

務次官などについては割増しの不適用とした結果、現行八千九百四十六万円が七千八百七十万円へと減額になることが予定されています。しかし、例えば一般公務員の一九九九年退職者の平均で二千九百四十八万円、勧奨退職者平均三千八十万円と比べれば、改正後の水準も極めて高額であります。せんでも閣議の後、四大臣、官房長官に私は坂口大臣、石原大臣と相談しまして、どうするかと。鋭意今までの方針で検討を続けています。これは、事実上、新たな出向制度を設けるものであり、出向という以上は退職金が一回となるのは当然のことです。しかし、国

の事務又は事業と密接な関連を有する業務を担う法人で、国からの役員出向が必要だと、そのような業務をなぜ、わざわざ國の機関から切り離したのかが問われなくてはなりません。一般職員は行政から分離しながら、幹部だけは行政と行き来するというのでは、國民から批判の強い高級官僚の天下りを衣替えして存続させることにもなりかねません。

反対理由の第二は、一般公務員の退職手当の引下げが、待遇改善の願いに反するものだからであります。引下げ率ハ%は、昨年度実施された本俸二%引下げと合わせると、実際に受け取る退職金額でハ%を超える減額となるものです。そもそも、その根拠とされている民間の給与と退職金水準の低下は自民党内閣の失政の結果であり、単純な官民比較を理由として、一般公務員の家計や生涯設計に大きな影響を及ぼす退職金支給水準の引下げを行うことには賛成できません。

以上、改正案全体としては、高級官僚の特権的待遇は依然として温存され、一方で、一般公務員には犠牲を強いるものであることを申し上げます。反対討論といたします。

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について四段階にわたって提言をして、発言を

○委員長(山崎力君) 他に御意見もないようですが  
から、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よって、  
本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと  
決定いたしました。

この際 高橋君から発言を求められております  
ので、これを許します。高橋千秋君。

○高橋千秋君 私は、ただいま可決されました国  
家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案に  
対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風  
会・公明党・国会改革連絡会(自由党・  
無所属の会)及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案  
による附帯決議案を提出いたしました。

國家公務員退職手当法等の一部を改正す  
る法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ  
いて適切な措置を講ずるべきである。

一、退職手当制度及び支給水準の見直しに関し  
ては、退職手当の水準は官民の均衡が基本で  
あるとの認識の下、その検討を行うとともに  
に、関係職員団体等と交渉・協議し理解を得  
るよう最大限努力すること。

二、退職手当の官民比較における調査の重要性  
にかんがみ、その法令上の位置付け、調査の  
方法等について必要な検討を行うこと。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山崎力君) ただいま高橋君から提出さ  
れました附帯決議案を議題とし、採決を行いま  
す。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よって、  
高橋君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会  
の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言  
を求められておりますので、この際、これを許し  
ます。片山総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議  
を求められておりますので、この際、これを許し  
ます。

（異議なし）

○委員長(山崎力君) なお、審査報告書の作成に  
つきましては、これを委員長に御一任願いたいと  
存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(山崎力君) なま、審査報告書の作成に  
つきましては、これを委員長に御一任願いたいと  
存じますが、御異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長(山崎力君) 御異議ないものと認め、さ  
よう決定いたします。

○委員長(山崎力君) 御異議ないものと認め、さ  
よう決定いたしました。

○委員長(山崎力君) 次に、電波法の一部を改正  
する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。片  
山総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) 電波法の一部を改正  
する法律案につきまして、その提案理由及び内容  
の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨年三月二十九日に閣議決定さ  
れた規制改革推進三か年計画等を踏まえ、無線機  
器の迅速な市場投入を促進し、経済活性化及び国  
際競争力強化に資するため、無線設備の技術基準  
適合性を製造事業者が自ら確認する制度を新設  
することとともに、総務大臣又は指定証明機関が行う  
技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受  
けた者が行うこととするほか、電波利用料の額の改定を行  
う等の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説  
明申上げます。

第一に、総務大臣が認定した認定点検事業者が  
登録を受けた者が点検を行う制度とし、当該事業  
者に対する監督規定を整備することとしておりま  
す。

す。

第二に、総務大臣又は指定証明機関が特定無線  
設備について技術基準適合証明を行う制度を改  
め、総務大臣の登録を受けた者が技術基準適合証  
明を行う制度とし、当該登録を受けた者等に対する  
監督規定を整備することとしております。

第三に、特定無線設備のうち、混信その他の妨  
害を与えるおそれが少ないものについて、製造業  
者等が一定の検証を行い、技術基準適合性を自ら  
確認できることとする制度を新設するとともに、  
確認した製造業者等に対する監督規定を整備する  
等所要の措置を講ずることとしております。

第四に、特定周波数変更対策業務に係る既開設  
局の免許人に適用される電波利用料の料額を、當  
該業務が実施される期間内の各年度においては、  
通常の電波利用料の金額に、一定の金額を加算し  
た金額とするとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしてお  
ります。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行することとしておりますが、電波監理審議会へ  
の必要的諮問事項に関する改定規定は公布の日か  
ら、電波利用料額の改定に関する改正規定は公布  
の日から起算して三月を超えない期間内において  
政令で定める日から施行することとしておりま  
す。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から施  
行することとしておりますが、電波監理審議会へ  
の必要的諮問事項に関する改定規定は公布の日か  
ら、電波利用料額の改定に関する改正規定は公布  
の日から起算して三月を超えない期間内において  
政令で定める日から施行することとしておりま  
す。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要で  
あります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら  
んことをお願いいたします。

○委員長(山崎力君) 以上で趣旨説明の聴取は終  
わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日  
はこれにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

一、住民基本台帳ネットワークシステム中止の  
ための住民基本台帳法改正に関する請願(第  
一八五四号)

五月一五四年五月十五日受理

住民基本台帳法改正に関する請願  
請願者　さいたま市大門二、八五一　神田

福治外三百名

紹介議員　渕上　貞雄君

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に  
よって、すべての住民票に一一本の住民票コ  
ードが付けられ、さらに本人確認情報(六情報)が都  
道府県及び全国センターに市区町村から提供され  
た。憲法にも示された人間の尊厳とプライバシー  
の権利を守る立場から、強制的に番号を付けるこ  
とを許すことはできない。また、六情報を全国セ  
ンターが管理し、公的機関に提供することについ  
ても将来歴止めなく拡大利用されるおそれを強く  
抱いている。現に、利用目的を九三事務から二六  
四事務へ拡大する電子政府関連三法案も成立し  
た。二〇〇三年八月にはICカードの発行も予定  
され、民間利用への拡大など、国民総背番号制へ  
と一気に進むことは確実である。さらに、住基  
ネットはシステムやセキュリティの面からも問題  
が多く、経費についても多額の税金を使い、市民  
や市区町村にとってのメリットを感じられない。  
一方、「個人情報保護法」は、個人情報を保護す  
るどころか国家による管理を強める悪法である。  
この法案については部分的修正で改善されること  
は見込めない。直ちに廃案とし、改めて自己情報  
コントロール権に基づく個人情報保護基本法及び  
行政機関を対象とした個人情報保護法の制定を求  
める。

ついては、次の事項について実現を図られた  
るところが国家による管理を強める悪法である。  
この法案については部分的修正で改善されること  
は見込めない。直ちに廃案とし、改めて自己情報  
コントロール権に基づく個人情報保護基本法及び  
行政機関を対象とした個人情報保護法の制定を求  
める。

一、住民基本台帳ネットワークを中止するため、  
住民基本台帳法を改正すること。

者に対する監督規定を整備することとしておりま  
す。



項を次のように改める。

2 第二十四条の二第一項から第五項まで、第二

十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二  
項、第二十四条の九第二項並びに第二十四条的  
十一の規定は前項の登録について、第二十四条  
の四第三項、第二十四条の五から第二十四条の

八まで、第二十四条の九第一項及び前条の規定  
は前項の登録を受けた者(以下「登録外国点検事  
業者」という。)について準用する。この場合に  
おいて、第二十四条の三中「受けた者(以下「登  
録点検事業者」という。)」とあるのは「受けた者  
と、「登録点検事業者登録簿」とあるのは「登録  
外国点検事業者登録簿」と、第二十四条の七中  
「命する」とあるのは「請求する」と、第二十四条  
の十一中「前条」とあるのは第二十四条の十三  
第三項」と、前条中「第二十四条の十」とあるの  
は「次条第三項」と読み替えるものとする。

第二十四条の九第三項各号列記以外の部分中  
に、「認定を登録簿」に改め、同項第一号を次  
のよう改める。

一 前項において準用する第二十四条の二第五  
項各号(第一号を除く。)のいずれかに該当す  
るに至つたとき。

第二十四条の九第三項第五号中「前条第一項」を  
「第二十四条の八第一項」に、「認定外国点検事業  
者を登録外国点検事業者」に改め、同号を同項  
第八号とし、同項第四号中「前条第一項」を「第二  
十四条の八第一項」に、「認定外国点検事業者」を  
「登録外国点検事業者」に改め、同号を同項第七号  
とし、同項第三号を削り、同項第二号中「認定を  
登録」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一  
号の次に次の四号を加える。

二 前項において準用する第二十四条の五第一  
項又は第二十四条の六第二項の規定に違反し  
たとき。

三 前項において準用する第二十四条の七の規  
定による請求に応じなかつたとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十  
六 不正な手段により第二十四条の二第一項の  
登録を受けたとき。

三条第一項の検査を受けた者に対し、その登  
録に係る点検の結果を偽つて通知したことが  
いでの登録に係る点検の業務を行つたと  
き。

三 条第一項の検査を受けた者に対し、その登  
録に係る点検の結果を偽つて通知したことが  
判明したとき。

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の九  
第二項の規定により登録がその効力を失つたと  
き、又は前条の規定により登録を取り消したと  
きは、当該登録点検事業者の登録を抹消しなけ  
ればならない。

(登録証の返納)

第二十四条の九第四項中「認定及びその取消し  
を登録」に改め、同条を第二十四条の十三とす  
る。

五 その登録に係る点検の業務を行つたと  
き。

第二十四条の八第一項中「認定点検事業者に対  
しを「登録点検事業者に対し」に、「認定」を  
「登録」に、「認定点検事業者の」を「登録点検事  
業者の」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(廃止の届出)

第二十四条の九 登録点検事業者は、その登録に  
係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨  
を総務大臣に届け出なければならない。

二 前項の規定による届出があつたときは、第二  
十四条の二第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消)

二 前項の規定による届出があつたときは、その登  
録を取り消すことができる。

一 第二十四条の二第五項各号(第一号を除  
く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第二十四条の五第一項又は第二十四条の六  
第一項の規定に違反したとき。

三 第二十四条の七の規定による命令に違反し  
たとき。

四 第十条第一項、第十八条第一項又は第七十  
六 不正な手段により第二十四条の二第一項の  
登録を受けたとき。

二 别表第三の上欄に掲げる事業の区分に応  
じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器その  
他の設備であつて、第二十四条の二第四項第  
二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等  
を受けたもの(その較正等を受けた日の属す  
る月の翌月の一日前起算して一年以内のも

基準適合証明を行う事業

三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無  
線設備について技術基準適合証明を行う事業

四 别表第三の上欄に掲げる事業の区分に応  
じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器その  
他の設備であつて、第二十四条の二第四項第  
二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等  
を受けたもの(その較正等を受けた日の属す  
る月の翌月の一日前起算して一年以内のも

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の九  
第二項の規定により登録がその効力を失つたと  
き、又は前条の規定により登録を取り消したと  
きは、当該登録点検事業者の登録を抹消しなけ  
ればならない。

(登録証の返納)

第二十四条の十二 第二十四条の九第二項の規定  
により登録がその効力を失つたとき、又は第二  
十四条の十の規定により登録を取り消されたと  
きは、登録点検事業者であつた者は、一箇月以  
内にその登録証を返納しなければならない。

二 前項の登録を受けようとする者は、総務省令  
で定めるところにより、次に掲げる事項を記載  
した申請書を総務大臣に提出しなければならな  
い。

三 事務所の名称及び所在地

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

二 事業の区分

一 前項の登録を受けようとする者は、総務省令  
で定めるところにより、次に掲げる事項を記載  
した申請書を総務大臣に提出しなければならな  
い。

二 事業の区分

三 登録申請者が、特定無線設備の製造業者、(に限る。)を使用して技術基準適合証明を行うものであること。

輸入業者又は販売業者(以下この号において「特定製造業者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでない」と。

金銭由言主な社員又は社員の有無会社においてある場合にあつては、特定製造業者等がその親会社(商法明治三十一年法律第四十八号)第二百十一条ノ一第一項の親会社をいう。)であること。

□ 登録申請者の役員(会員会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えてること。

八 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、特定製造業者等の役員又は職員(過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第一号中「第

二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第一項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三十八条の十八第一項中「同条第五項」を「同条第四項に、「第三十八条の三第二項第一号若しくは第三号」を「二十四条の二第五項各号(第二号を除く)のいずれか」に改め、同条第一項第一号中「前条第三項」を「前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定、同条第四項に

おいて準用する第三十八条の五第一項、第三十八条の十  
条の六第二項、第三十八条の八、第三十八条の十一  
若しくは第三十八条の十二に、「同条第五項」を  
「前条第六項」に、「第三十八条の四第二項、第三  
十八条の五、第三十八条の八第一項若しくは第三  
十八条の十」を第三十八条の六第二項、第三十八条  
条の八、第三十八条の十若しくは第三十八条の十一  
二に改め、同項第一号及び第三号を削り、同項  
第四号中「前条第五項」を「前条第四項」に、「第三  
十八条の八第一項又は第三十八条の十一」を「第三  
十八条の十三第一項若しくは第二項の規定又は前  
条第六項において準用する第三十八条の十二第二  
項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号  
を同項第三号とし、同項第六号中「前条第五項」  
「前条第四項又は第六項」に、「第三十八条の十二  
第一項」を「第三十八条の十五第一項」に改め、同  
号を同項第四号とし、同項第七号中「前条第五項」  
を「前条第四項又は第六項」に、「第三十八条の十  
二第一項」を「第三十八条の十五第一項」に改め、  
同号を同項第五号とし、同条を第三十八条の三十  
一とする。

第三十八条の十七第一項中「前章に定める技術  
基準に適合していることの証明」を「技術基準適合  
証明」に、「第三十八条の二第一項の総務省令で定  
める」を「事業の」に改め、同条第二項を削り、同  
条第三項中「承認証明機関は、第一項の証明」を  
「前項の規定による承認を受けた者(以下「承認証  
明機関」という。)は、その承認に係る技術基準適  
合証明」に改め、「の全部又は一部」を削り、同項  
を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項と  
し、同項の次に次の二項を加える。

4 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八  
条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一  
項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大  
臣が行う第一項の規定による承認について、同  
条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項か  
ら第三項まで、第三十八条の七第一項、第三十  
八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二  
から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の

二十三の規定は承認証明機関について、第三十一条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の二又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の三十一第一項又は第二项」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項 第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しなければならない」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「商法」とあるのは「外国における商法」と、「親会社」とあるのは「親会社に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者以下登録証明機関」という。」とあり、及び第三十八条の二十二第二項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十一第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第一項及び第三項並びに第三十八条の二十一第一項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第三十八条の二十一第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第二項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八条の二十八第二項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかつたと」「違反に」とあるのは「請求に」と、同項第四号中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、同項第五号中「登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第一項」とあるのは「承認証明機関が第三十八条の八第二項又は第三十八条の二十四第二項」と、前条第三項第一号及び第二号中「前条」とあり、並びに同項第三号中「前項において読み替えて適用する前条」とあるのは「次条第六項」と読み替えるものとする。

中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八条の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八条の十三第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第三十八条の二十四第一項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計(当該工事設計に合致する)」との確認の方法を含む」と、同条第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と読み替えるものとする。

第三十八条の十六第四項から第十項までを削り、同条を第三十八条の二十四とし、同条の次に次の六条を加える。

し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するためには必要な措置をとるべき」と命ずることができる。  
(表示の禁止)  
第三十八条の二十八 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に第三十八条の二十六の表示を付することを禁止することができる。  
一 認証工事設計に基づく特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第六号に掲げる場合を除く。)。当該特定無線設備の認証工事設計  
二 認証取扱業者が第三十八条の二十五第一項

第三十八条の二十九 第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八条の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八条の二十第一項中の「技術基準適合証明に」とあるのは、認証取扱業者が受けた工事設計認証に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは、「認証工事設計に基づく」と、第三十八条の二十二第一項及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第七項」とあるのは、「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十一第一項中「は、当該」とあるのは、「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

第三十八条の十六第一項中「総務大臣又は指定證明機関は、申請により、」を「登録證明機関は、特定無線設備を取り扱つことを業とする者から求めがあつた場合には、その」に改め、「。第五項及び次条第六項において同じ」を削り、「認証」の下に「(以下「工事設計認証」という。)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「総務大臣又は指定證明機関は、第一項の申請を登録證明機関は、その登録に係る工事設計認証の求めに」に「申請に」を「求めに」に、「同項の認証」を「工事設計認証」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

第三十八条の二十五 登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合には、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようになければならない。

認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

二 認証取扱業者が第三十九条の二十五第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

三 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

四 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。当該工事設計認証に係る工事設計

五 登録証明機関が第三十八条の二十四第一項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第二項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。当該工事設計認証に係る工事設計

第三十八条の三十 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者が外国取扱業者(外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備を取り扱うことを業とする者をいう。以下同じ。)である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」とする。

認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十七及び第三十八条の二十八第一項第三号の規

第三百三十八条の六第一項及び第三項、第三百三十八条の八、第三百三十八条の九、第三百三十八条の十二、第三百三十八条の十三第二項並びに第三百三十八条の十四の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三百三十八条の十、第三百三十八条の十五、第三百三十八条の十六、第三百三十八条の十七第二項及び第三項並びに第三百三十八条の十八の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行ふ場合について準用する。この場合において、第三百三十八条の六第二項

(認証工事設計に基づく特定無線設備の表示)  
第三十八条の二十六 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。

(認証取扱業者に対する措置命令)

第三十八条の二十七 総務大臣は、認証取扱業者が第三十八条の二十五第一項の規定に違反していると認める場合には、当該認証取扱業者に対

認証をしたとき。当該工事設計認訟に係る  
工事設計

六 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認訟を受けた工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。当該工事設計

総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

ける当該外国取扱業者に対する第三十八条の二十七及び第三十八条の二十八第一項第三号の規定並びに前条において準用する第三十八条の二十一及び第三十八条の二十二の規定の適用については、第三十八条の二十七並びに前条において準用する第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十一第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかつた」と、「当該違反」とあるのは「当該請



八条の十五とする。

第三十八条の十一を削る。

第三十八条の十中「指定証明機関」を「登録証明機関」に改め、同条を第三十八条の十二とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録証明機関に対する改善命令等)

第三十八条の十三 総務大臣は、登録証明機関が

第三十八条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録証明機関

に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録証明機関が第三十八条の六第一項又は第三十八条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録証明機関に対し、技術基準適合証明のための審査を行うべきこと

又は技術基準適合証明のための審査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(技術基準適合証明についての申請及び総務大臣の命令)

第三十八条の十四 第三十八条の六第一項の規定により技術基準適合証明を求めた者は、その求めに係る特定無線設備について、登録証明機関

が技術基準適合証明のための審査を行わない場合又は登録証明機関の技術基準適合証明の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命すべきことを申請することができる。

2 総務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録証明機関が第三十八条の六第一項又は第三十八条の八の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る登録証明機関に対し、前条第二項の規定による命令をしなければならない。

3 総務大臣は、前項の場合において、前条第二項の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請を

した者に通知しなければならない。

第三十八条の九を削る。

第三十八条の八第一項中「指定証明機関は、総務省令で定める」を「登録証明機関は、その登録に係る事業の区分」に、「に関する」を「の方法その他の総務省令で定める」に、「総務大臣の許可を受け」を「当該業務の開始前に、総務大臣に届け出」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条の十とし、同条の次に次の二条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他)の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ)の作成がされている場合には、当該電磁的記録を含む。次項及び第百六条第十一号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 特定無線設備を取り扱うことを業とする者そ

の他の利害関係人は、登録証明機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項の閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した

書面の交付の請求

第三十八条の七を削る。

第三十八条の六第一項中「指定証明機関」を「登録証明機関」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条の八とする。

(登録証明機関は、前項の審査に「は、総務省令で定める」を「は、別表第三の下欄に掲げる」

に、「設備」を「設備であつて、第二十四条の二第四項第一号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)に、「総務省令で定める要件を備える」を「別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有する」に改め、「その審査を」を削り、同条を第三十条の八とする。

第三十八条の四の見出し中「指定」を「登録」に改め、「登録に係る事業の」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「指定証明機関は、その名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地」を「登録証明機関は、第三十条の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項」に改め、同条を第三十八条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

(技術基準適合証明等)

第三十八条の六 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めると限り、技術基準適合証明を行うものとする。

2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適

合証明をしたときは、技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別その他総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

第三十八条の六第一項中「指定証明機関」を「登録証明機関」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十八条の七とする。

(登録証明機関は、その登録に係る特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならぬ。

2 何人も、前項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を除くほか、国内において準用する場合を含む)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む)又は第三十八条の三十五の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

3 第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む)又は第三十八条の三十五の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示を除去しなければならない。

第三十八条の三の二の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条第一項中「指定証明機関の指定」を「第三十八条の二第二項の登録に改め、同条第二項中「第三十八条の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項」に改め、同条を第三十八条の五とし、同条の次に

次に二条を加える。

(技術基準適合証明等)

第三十八条の六 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めると限り、技術基準適合証明を行うものとする。

2 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適

合証明をしたときは、技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種別その他総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請を

この場合において、第二十四条の二第五項第一号中「第二十四号の十又は第二十四条の十三

第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項(第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。)」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。

第三章の二中第三十八条の三十二の次に次の二節を加える。

第二節 特別特定無線設備の技術基準適合(技術基準適合自己確認等)

第三十八条の三十三 特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがないものとして総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線設備」という。)の製造業者又は輸入業者は、その無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの(以下「特別特定無線設備」という。)の製造業者又は輸入業者は、その設計に合致することの確認の方法を含む。)について自ら確認することができる。

2 製造業者又は輸入業者は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特別特定無線設備のいすれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができると認めるとき限り、前項の規定による確認(以下「技術基準適合自己確認」という。次項において同じ。)を行うものとする。

3 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 技術基準適合自己確認を行つた特別特定無線設備の種別及び工事設計

四 第二号の工事設計に基づく特別特定無線設備のいすれもが当該工事設計に合致することの確認の方法

五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

4 前項の規定による届出をした者(以下「届出業者」という。)は、総務省令で定めるところにより、第二項の検証に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 届出業者は、第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、第三項の規定による届出があつたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

7 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣の意見を聴かなければならぬ。

#### (工事設計合致義務等)

第三十八条の三十四 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る工事設計(以下単に「届出工事設計」という。)に基づく特別特定無線設備の工事設計(以下「工事設計」という。)に基づく特別特定無線設備の届出工事設計を製造し、又は輸入する場合においては、当該特別特定無線設備を当該届出工事設計に合致するようしなければならない。

1 (表示)  
第三十八条の三十五 届出業者は、届出工事設計に基づく特別特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特

別特定無線設備に総務省令で定める表示を付すことができる。

四 第二号の工事設計に基づく特別特定無線設備のいすれもが当該工事設計に合致することの確認の方法

五 第二号の工事設計に基づく特別特定無線設備のいすれもが当該工事設計に合致することの確認の方法

めるべきは、当該届出業者に対し、一年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に第三十八条の三十五の表示を付することを禁止することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付すことを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

(準用)

めるべきは、当該届出業者に対し、一年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に第三十八条の三十五の表示を付することを禁止することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付すことを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条の三十八 第三十八条の二十から第三十八条の二十一まで及び第三十八条の二十七の規定は届出業者及び特別特定無線設備について、第三十八条の二十二の規定は届出工事設計に基づく特別特定無線設備について適用する。

この場合において、第三十八条の二十一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「その届出に」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「届出工事設計に基づく」と、第三十八条の二十二第二項中「は、当該」とあるのは「届出工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八条の二十七中「第三十八条の三十四第一項」とあるのは「第三十八条の三十五」と、第三十八条の二十二第二項中「は、当該」とあるのは「は、当該届出工事設計に係る」と、第三十八条の二十三第一項中「同項」とあるのは「同条」と、第三十八条の二十七中「第三十八条の三十四第一項」とあるのは「第三十八条の三十五」と、第三十八条の三十三第三項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第三十九条の二の見出しを「指定講習機関の指定」に改め、同条第五項第三号中「次項において準用する第三十八条の十四第一項」を「第三十九条の十一第一項」に改め、同条第六項を削る。

第三十九条の三 第三十九条の三の三を第三十九条の三とし、第三十九条の二の二の次に次の十条を加える。  
(指定の公示等)

第三十九条の三 総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、指定講習機関の名称及び住所、指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の業務の開始の日を公示し









三 第三十八条の二第一項第三号の事業	別表第四(第三十八条の三、第三十八条の八関係)	四 直線検波器 ひづみ率雑音計
	一 学校教育法による大学短期大学を除く。 第四号において同じ。)若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること	一 二の項の下欄に掲げるもの 二 レベル計 三 標準信号発生器
	(施行期日) 附則 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること	二 二の項の下欄に掲げるもの 三 外国政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であるとの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事したこと	四 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること
二 第七十一条の二、第一百三十三条の二及び第一百六十二条第十四号の改正規定並びに附則第六条及び第十条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(認定期点検事業者等に関する経過措置)	二 第七十一条の二、第一百三十三条の二及び第一百六十二条第十四号の改正規定並びに附則第六条及び第十条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日(認定期点検事業者等に関する経過措置)	二 第二条 この法律の施行の際現に旧法第三十八条の二第一項の規定により承認を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の三十一第一項の規定により承認を受けたものとみなす。
三 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けたものとみなす。	三 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けたものとみなす。	三 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けたものとみなす。
四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること	四 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けたものとみなす。	四 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けたものとみなす。
五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること	五 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定による認定の申請は、新法第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定による登録の申請は、新法第三十八条の三十一第一項の規定による承認の申請とみなす。	五 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下「旧法」という。)第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定による認定の申請は、新法第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定による登録の申請は、新法第三十八条の三十一第一項の規定による承認の申請とみなす。

る登録の申請とみなす。

この法律の施行前に旧法第二十四条の二第一項又は第二十四条の九第一項の規定により認定を受けている者が行った当該認定に係る点検は、新法第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定により登録を受けた者が行った当該登録に係る点検とみなす。

この法律の施行の際現に旧法第二十四条の三第一項(旧法第二十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により登録を受けた者が行った当該登録に係る点検とみなす。

第一項(旧法第二十四条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により交付された登録証とみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により指定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の三十一第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

第一項の規定による認定の申請は、新法第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の規定による登録の申請は、新法第三十八条の三十一第一項の規定による承認の申請とみなす。

第一項の規定による技術基準適合証明等に関する経過措置

合証明の申請、旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定による証明の申請又は第三十八条の十六第一項若しくは第三十八条の十七第六項の規定による認証の申請については、それぞれ新法第三十条の六第一項(新法第二十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定による

技術基準適合証明の求め又は第三十八条の二十の認証の申請については、それぞれ新法第三十一条の三十一第五項の規定による工事設計認証の求めとみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による

技術基準適合証明を受けた無線設備を含む。)の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備又は旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定により証明を受けた無線設備については、新法第三十四条において準用する場合を含む。)の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備であって新法第三十八条の七第一項(新法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第六項において準用する場合を含む。)の規定により技術基準適合証明を受けた工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の十七第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて旧法第三十八条の十六第五項(旧法第三十八条の二十一第一項)の規定により表示が付されているものにつる。の規定により表示が付されているものについては、新法第三十八条の二十四第二項(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて新法第三十八条の二十六(新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものとみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定は、新法第三十八条の二十二(新法第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備、旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定により証明を受けた無線設備及び旧法第三十八条の十六第三項(旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて旧法第三十八条の十六第五項(旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されているものについては、適用しない。

(旧法による処分及び手続)

第五条 前二条に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしまふ。のとみなす。

(電波利用料に関する経過措置)

第六条 新法第三条の二第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日以後最初に到来する新法第三条の二第一項に規定する応当日(以下この条において単に「応当日」とい

る。)

号中第三十八条の十六第二項」を「第三十八条の三十一第一項」に改める。

第三十四条 前条第一項の特定無線設備が電波法第三章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、同項各号の表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により特定無線設備について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第三十五条 第一百三十二条第一項第一号に規定する改正前の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「旧相互承認実施法」という。)第三十三条第一項第一号に規定する特定無線設備については、改正後の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一一部を次のように改正する。

第三十三条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる特定無線設備」の下に「(次条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。)」を加え、「第三十八条の二第二項の総務省令で定める区分」を「第三十八条の二第二項の技術基準適合証明を受けた特定無線設備」を「第四条第一号に規定する適合表示無線設備に改め、同項第一号中「第三十八条の二第二項の総務省令で定める区分」を「第三十八条の二第二項第一号に規定する特定無線設備」とみなす。

(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「第二十四条の二第一項第一

という。以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十四条 前条第一項の特定無線設備が電波

法第三章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、同項各号の表示が付されていないものとみなす。

第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十四条の二から第二十四条の十三まで及び第三十八条の二から第三十八条の三十八までの規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)(郵便振替法の一部改正)

第五十一条第一項中「第一百三十二条の二第一項」を「第一百三十二条の二第三項」に改める。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の前にされた前条の規定による改正前の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(以下「旧相互承認実施法」という。)第三十三条第一項第一号に規定する特定無線設備については、改正後の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一一部を次のように改正する。

第十三条 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一項第一号に規定する特定無線設備とみなす。

(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条第一項第二号に規定する特定無線設備については、新相互承認実施法第三十三条第一項第一号に規定する特定無線設備とみなす。

2 この法律の施行の前にされた旧相互承認実施法第三十三条第一項第二号に規定する特定無線設備については、新相互承認実施法第三十三条第一項第一号に規定する特定無線設備とみなす。

(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条第一項第一号中「第三十八条の二第二項の総務省令で定める区分」を「第三十八条の二第二項第一号に規定する特定無線設備」とみなす。

(独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条第一項第一号に規定する特定無線設備を「第三十八条の二第二項第一号に規定する特定無線設備」とみなす。

附則第十三条中「第二十四条の二第一項第一

平成十五年六月四日印刷

平成十五年六月五日発行